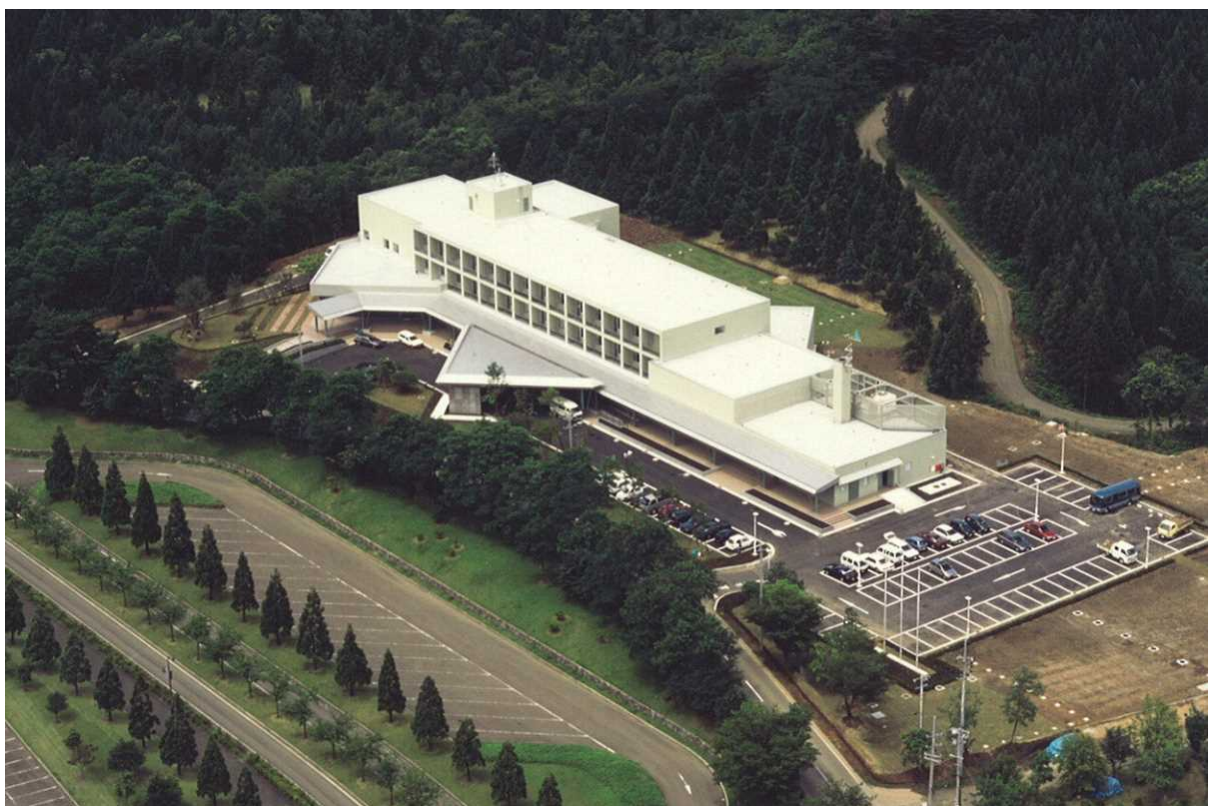


秋田県森林学習交流館 指定管理者募集要項



令和 7 年 7 月

秋田県農林水産部森林環境保全課

「秋田県森林学習交流館」の指定管理者の募集について

次により秋田県森林学習交流館の指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名 称 秋田県森林学習交流館（通称：プラザクリプトン）
(2) 所 在 地 秋田県秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4
(3) 設置目的 森林・林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進することにより、県民の森林・林業に関する意識の高揚を図り、もって本県林業の振興に資する。

(4) 委託施設の規模等

- 鉄筋コンクリート3階建、延べ床面積 4,630.4㎡、敷地面積196,400㎡
- ・学習展示室
 - ・視聴覚室（40席）
 - ・会議室 3室（・大会議室180名収容 ・和室40名収容 ・洋室30名収容）
 - ・レストラン（70席）
 - ・宿泊室 36室 68名収容
（・シングル10室 ・ツイン19室 ・身体障害者用ツイン1室 ・和室6室）
- 開設日 平成7年8月1日

(5) 指定管理料の実績（過去3年間）

令和4年度 28,244千円
令和5年度 28,244千円
令和6年度 28,244千円

(6) 施設利用者及び利用料金の実績（過去3年間）

年 度	宿 泊(人)	レストラン(人)	展示室(人)	学習交流の森(人)	会議室 (人)	会議利用料(千円)
令和4年度	5,333	14,728	16,460	1,533	8,402	3,846
令和5年度	5,868	17,351	18,016	1,601	9,823	3,892
令和6年度	5,319	16,300	15,353	1,294	10,245	4,025

2 指定管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) 森林及び林業の学習に関する業務
(4) その他森林学習交流館の管理に関し知事が必要と認める業務
(※詳細については、「秋田県森林学習交流館仕様書（別紙）」による。また、その他細目事項については協議のうえ、別途協定で定めます。)

3 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（予定）

4 指定管理料及び管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

- ① 森林学習交流館の管理の業務に要する経費に充てるため、指定管理者に支払うこととなる指定管理料は、指定管理者に指定した団体が提案した収支計画書に基づき県と指定管理者との間で協議し、毎年度締結される年度協定書により定めます。

なお、年度協定書により会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に決定した指定管理料は、災害等の特別の場合を除き、原則として増額はありません。また、この額については、県が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれたものですので注意してください。

- ② 県が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限は、次のとおりです。よって、この上限額を上回る申請の場合は失格となります。

指定管理料の上限額	164,685千円	(5か年分)
-----------	-----------	--------

- ③ 指定管理業務に係わる経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に年4回（協定書の支払計画による5月、8月、11月、2月）指定管理者の請求に基づき支払います。

(2) 管理運営に要する経費

- ① 森林学習交流館の利用料金（宿泊室、会議室）は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要があります。

- ② 指定管理者が収受する利用料金収入と県の委託料により、管理運営の経費とします。

- ③ 管理運営に要する経費は、原則として、森林・林業等学習に関する経費は県が、宿泊施設等営業に関する経費は、指定管理者が負担することになります。

なお、各施設に係る設備(共用部分を含む)の管理費については按分することになります。

- ④ 現在使用している物品等には、現在の管理者が所有しているものがありますので、必要に応じ確認してください。

- ⑤ レストラン厨房及び売店等の営業スペースは、行政財産目的外使用として取り扱われます。

- ⑥ 当該施設の指定管理者は事業主体として事業所税の課税対象となります。

5 管理の基準

指定管理者は、以下の基準により施設を管理運営する必要があります。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理運営を行うこと。
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務の一部を外部委託する場合には、事前に知事の承認を得ること。
- (4) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

6 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕）	費用負担	
	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議	協議
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置 県への報告義務 関係者への通報義務	調査権
	②原因調査	費用負担	協力義務
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による	別途締結する物品無償貸付契約による
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達について年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる	なし
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する	なし
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務	調査権
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担	改善指示
	③改善指示を終ってもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償	違約金請求 損害が発生したときは、別に損害賠償請求
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償	損害賠償請求
	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償	損害賠償請求
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	＜例示＞ ・施設賠償責任保険 ・第三者賠償保険	火災保険
(8) 不可抗力 ※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。 なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める）	
	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定 合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含まない）
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れる	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる	原状回復を求めるか判断
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ
(10) 本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施	指定管理者の責任と費用により実施 事業計画書の事前提出	事業計画書の承認（条件を定めることができる）

7 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はおそれがあると認められる場合は、県は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及びその実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかったときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとします。

8 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ① 県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体という。」）であること。
 - ② 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
 - ア 構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。
 - イ 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。
 - ウ 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。
 - エ 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになります。
- (2) 申請をすることができない団体
 - ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - ③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
 - ⑤ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - ⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田

県条例第29号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

9 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。

- ① 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
- ② 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- ④ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑥ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑧ 類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑨ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- ⑩ 誓約書
- ⑪ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県農林水産部 森林環境保全課 調整・森林環境チーム
(電話：018-860-1750 メール：forest@pref.akita.lg.jp)

(3) 提出期限

令和7年9月5日（金） 午後5時15分

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

(4) 提出部数等

正本1部、副本としてPDF形式によるデータファイルを提出してください。

(5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(6) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付ます。

①受付期間 令和7年7月15日(火)から8月29日(金)まで

②受付方法 質問票(様式任意)を、9(2)に直接又はメールで提出してください。

③回答方法 8月1日までの質問については、説明会実施時に口頭で回答します。
8月2日以降の質問は、県Webサイトで回答します。

10 選定の方法、基準及び時期

(1) 農林水産部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる①から④の選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。(括弧内は配点)

秋田県森林学習交流館の指定管理者の候補者選定の審査基準

①県民の平等利用の確保(適合しなければ失格)

ア 利用者の平等な利用が確保されていること

②公の施設の設置目的の効果的な達成(50点)

ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか

イ 施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか

ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか

エ 利用者に対するサービスの向上の取り組みがなされるものであるか

オ 森林・林業に関する専門的な知識・技術・経験を有する者がいるか

カ 森林・林業に関する学習等の企画力を有しているか

③効率的な管理(10点)

ア 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか

イ 経費軽減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか

④適正かつ確実な管理を行う能力(40点)

ア 団体の経営状況は、安全かつ健全であるか

イ 団体の実績はどうか

ウ 人事配置は適切か

エ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか

オ 安全管理は適切か

カ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられものであるか

(2) 指定管理者の選定期間及び通知

選定は、令和7年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知します。また、県Webサイトにより公表します。

11 募集要項の交付

令和7年7月15日（火）から令和7年9月5日（金）までの期間において、県Webサイトからダウンロードしてください。

12 説明会

（1）日時

令和7年8月6日（水）午後1時30分から

（2）場所

秋田県秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4

秋田県森林学習交流館 視聴覚室

（TEL 018-882-4811）

（3）その他

説明会への参加を希望する者は、令和7年8月5日（火）午後5時までに9（2）へ連絡してください。

13 その他

（1）指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。

（2）指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

（3）県は、指定管理者による業務実施状況を確認（モニタリング）し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者の自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

（4）問い合わせ先

秋田県農林水産部 森林環境保全課 調整・森林環境チーム（018-860-1750）

〃 〃 農林政策課 企画・広報チーム（018-860-1723）

14 添付資料・様式

（1）指定管理者指定申請書（様式1）

（2）森林学習交流館事業計画書及び収支予算書（様式2）

（3）誓約書（様式3）

（4）秋田県森林学習交流館施設管理業務仕様書（別紙）

（5）指定管理者募集要項に係る参考資料（別紙）

(様式1)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴 木 健 太

(申請者)
事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定管理者として管理を行おうとする施設の名称

秋田県森林学習交流館

【添付書類】

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明又はこれらに準ずる書類
- 2 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類、申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- 3 指定の期間に係る当該公の施設の事業計画書及び年度ごとの収支予算書（様式2）
- 4 誓約書（様式3）
- 5 その他募集要項に定める書類

(様式2)

事業計画書

施設名	秋田県森林学習交流館		
団体名		設立年月日	
代表者名			
団体所在地	(県内事務所等 :)		
電話番号		FAX番号	
E-mail			
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
現在行っている主たる業務内容について			
従業員数(総人数)			
事業実績	添付書類2のとおり		

森林学習交流館事業計画 (別紙可)
1. 管理運営を行うにあたっての経営方針について
2. 公の施設の設置の目的の効果的な達成について (1) 施設の利用促進及び利用者に対するサービスの向上策について (2) 森林・林業に関する学習等の計画について (3) 森林・林業に関する配置人員等について ・氏名 略歴 (別紙任意様式可)
3. 効率的な管理について (1) 経費削減に向けた取り組みについて
4. 適正かつ確実な管理を行う能力について (1) 営業部門の運営方針について (2) 施設の維持管理について (3) 職員の資質向上について (4) 安全管理体制について (5) 個人情報の保護について
5. その他特記すべき事項があれば記載してください。

収 支 予 算 書 (令和 年度)

(単位：千円)

区 分		内 訳	備 考
収入合計 (A)			
項			
目			
支出合計 (B)			
項	人件費		(配置図・業務内容添付)
	管理費		
	その他経費		
目			
収支 (A－B)			

(様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健 太

(申請者)

事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

森林学習交流館の指定管理者の指定申請に当たり、法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないことを誓約します。

後日、誓約した内容に違反する事実が判明し、又は指定申請後に誓約した内容に違反した場合は、選定対象から除外されても異議を申し立てません。

また、6に規定する内容の確認に当たり、秋田県が秋田県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- 3 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- 5 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- 6 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

(参考様式)

質 問 票

令和 年 月 日

団 体 名
担当者氏名
連絡先(電話)
(Eメール)

質 問 項 目	質 問 内 容